

出荷制限指示後の管理の考え方 －こしあぶら－

こしあぶらの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、既に出荷制限が指示された栗原市、登米市、大崎市、南三陸町に加え気仙沼市、七ヶ宿町の協力を得て、こしあぶらの出荷制限が指示された栗原市、登米市、大崎市、南三陸町、気仙沼市、七ヶ宿町の生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された栗原市、登米市、大崎市、南三陸町、気仙沼市、七ヶ宿町産のこしあぶらを扱わぬこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、栗原市、登米市、大崎市、南三陸町、気仙沼市、七ヶ宿町産のこしあぶらが販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるこしあぶらについては、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方 —ぜんまい—

ぜんまいの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、気仙沼市及び丸森町の協力を得て、ぜんまいの出荷制限が指示された気仙沼市及び丸森町の生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された気仙沼市及び丸森町産のぜんまいを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、気仙沼市及び丸森町産のぜんまいが販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるぜんまいについては、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。